

処 分 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第49条第1項
処 分 の 概 要：警備業務に係る営業の停止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 別紙「警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程に関する規程」 を参照
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141 内 3173
備 考：

警備業法に基づく指示処分及び営業停止命令の基準に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、警備業者又は警備員が行った法令違反行為等に対し福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示処分又は営業停止命令を行うための基準その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示処分 警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第48条の規定に基づき、警備業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することをいう。
- (2) 営業停止命令 法第49条第1項の規定に基づき、警備業者に対し、警備業務に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることをいう。
- (3) 法令違反行為 法、法に基づく命令若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反する行為又は警備業務に関して行われた他の法令の規定に違反する行為をいう。
- (4) 法令違反行為等 法令違反行為又は指示処分に違反する行為をいう。
- (5) 指示処分対象行為 指示処分の理由とした法令違反行為をいう。
- (6) 営業停止命令対象行為 営業停止命令の理由とした法令違反行為等をいう。
- (7) 営業停止期間 営業停止命令において警備業者が営業を停止しなければならないこととする期間をいう。

(法令違反行為等の分類)

第3条 法令違反行為等は、その軽重に応じ、別表第1及び別表第2に定めるとおり、A、B、C、D、E、F、O及びIに分類するものとする。

第2章 指示処分

(指示処分を行うべき場合)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、指示処分を行うものとする。

- (1) 警備業者が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。

(2) 警備業者がその警備員に対し指導及び監督その他その警備員による法令違反行為を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が重大な法令違反行為としてA、B、C、D、E、F又はOに分類されるものを行ったとき。

(3) 警備業者又はその警備員が法令違反行為を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示処分を受けたことがあるとき。

イ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前3年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと又は当該警備業者の警備員（当該法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがあるとき。

ウ ア又はイに掲げるもののほか、当該法令違反行為の原因となった事由が解消されていないとき、当該法令違反行為により生じた違法状態が残存しているとき、その他警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるとき。

第5条 警備業者又はその警備員が行った罰則の適用のある法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときは、前条の規定にかかわらず、当該法令違反行為については、指示処分を行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 当該法令違反行為が極めて重大な法令違反行為としてA、B、C、D又はEに分類されるものであるとき。

(2) 警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき。

（営業停止命令との関係）

第6条 警備業者又はその警備員が行った法令違反行為について次章の規定により営業停止命令をする場合であっても、当該法令違反行為についてこの章の規定により必要な指示処分を併せて行うことを妨げない。

（指示処分の個数）

第7条 1個の法令違反行為に対しては、1個の指示処分を行うものとする。ただし、2個以上の法令違反行為に対して1個の指示処分を行うこと及び1個の指示処分において2個以上の事項を指示処分することを妨げない。

(指示処分の内容)

第8条 指示処分においては、次の各号に掲げる措置をとるべきことを指示するものとする。

- (1) 指示処分対象行為の原因となった事由を解消するための措置その他の指示処分対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止するための措置
- (2) 指示処分対象行為により生じた違法状態が残存しているときは、当該違法状態を解消するための措置（当該指示処分対象行為が警備業者に一定の行為を行うことを義務付ける法の規定に違反したものであるときは、当該一定の行為を行うことに代替する措置を含む。）
- (3) 指示処分対象行為を行った警備員を引き続き警備業務に従事させることにより警備業務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、公安委員会が定める一定の期間（法第14条第1項に規定する者に該当する警備員については、同項に規定する者に該当しなくなるまでの間）当該警備員を警備業務に従事させない措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、警備業務の適正な実施を確保するために必要な措置
- (5) 前各号に規定する措置が確実にとられたか否かを確認する必要があるときは、当該措置の実施状況について公安委員会に報告する措置

2 前項第1号、第2号又は第4号に規定する措置の内容は、具体的かつ実施可能なものであって、それぞれ指示処分対象行為と同種又は類似の法令違反行為が将来において行われることを防止し、指示処分対象行為により生じた違法状態を解消し、又は警備業務の適正な実施を確保するために必要な最小限のものとしなければならない。

3 第1項各号に規定する措置については、指示処分対象行為の態様、指示処分対象行為により生じた違法状態の残存の程度等を勘案し、期限を付すことができる。

第3章 営業停止命令

(営業停止命令を行うべき場合)

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、営業停止命令を行うものとする。

- (1) 警備業者が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。
- (2) 警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他警備員による法令違反行為等を防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものを行ったとき。

(3) 警備業者が法令違反行為（Ⅱに分類されるものを除く。）を行った場合又は警備業者がその警備員に対する指導及び監督その他その警備員が法令違反行為を行うことを防止するために必要な措置を尽くしていなかったことにより、その警備員が法令違反行為（Ⅱに分類されるものを除く。）を行った場合であって、次のいずれかに掲げるとき。

ア 警備業者若しくはその警備員により当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が繰り返し行われ、又は警備業者の多数の警備員によって当該法令違反行為と同種若しくは類似の法令違反行為が行われているとき（当該法令違反行為がF又はOに分類される罰則の適用のある法令違反行為であって、当該法令違反行為について法令の規定により公訴を提起することができないこととされているときを除く。）。

イ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前5年以内に当該警備業者が営業停止命令を受けたことがあるとき。

ウ 警備業者又はその警備員が当該法令違反行為を行った日前3年以内に当該警備業者が指示処分を受けたことがあるとき。

エ 警備業者又はその従業者（法人である警備業者にあつては、役員を含む。第16条第3項において同じ。）が当該法令違反行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとしたとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、警備業者が引き続き警備業務に係る営業を行った場合に著しく不適正な警備業務が行われる蓋然性があると認めるとき、その他警備業務の適正な実施が著しく害されるおそれがあると認められるとき。

（営業停止命令の個数）

第10条 1個の法令違反行為等については、1個の営業停止命令を行うものとする。

（営業停止命令の範囲）

第11条 営業停止命令を受ける警備業者が複数の営業所を有する場合は、当該警備業者が有する全ての営業所において取り扱う警備業務に係る営業の停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営業停止命令対象行為に関係する一部の営業所において取り扱う警備業務に係る営業のみの停止を命ずることができる。

2 営業停止命令を受ける警備業者が法第2条第1項各号に規定する警備業務のうち2以上の区分に係る警備業務を行っている場合は、当該警備業者が行っている全ての区分の警備業務に係る営業の停止を命ずるものとする。ただし、特に必要と認める場合は、営

業停止命令対象行為に係る特定の区分の警備業務に係る営業のみの停止を命ずることができる。

(基準期間等)

第12条 営業停止期間に係る基準期間、短期及び長期（以下それぞれ「基準期間」、「短期」及び「長期」という。）は、次の各号に掲げる法令違反行為等の分類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) A 基準期間、短期及び長期は、6月とする。
- (2) B 基準期間は4月、短期は2月、長期は6月とする。
- (3) C 基準期間は2月、短期は1月、長期は5月とする。
- (4) D 基準期間は1月、短期は14日、長期は3月とする。
- (5) E 基準期間は14日、短期は7日、長期は2月とする。
- (6) F 基準期間は7日、短期は3日、長期は1月とする。
- (7) O 基準期間は7日、短期は3日、長期は2月とする。

(観念的競合等)

第13条 警備業者若しくはその警備員が行った1個の行為が2個以上の法令違反行為等に該当するものである場合又は警備業者若しくはその警備員が行った法令違反行為等に該当する行為の手段若しくは結果である行為が他の法令違反行為等に該当するものである場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、前条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期のうち最も長いものをそれぞれ基準期間、短期及び長期とする。

(営業停止命令の併合)

第14条 法令違反行為等に該当する行為が2個以上行われた場合において営業停止命令を行うときは、第10条の規定にかかわらず、1個の営業停止命令を行うものとする。

2 前項に規定するときは、第12条の規定にかかわらず、各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間のうち最も長いもの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を基準期間とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた短期のうち最も長いものを短期とし、各法令違反行為等について同条の規定により定められた長期のうち最も長い

もの（その最も長いものが1月である場合にあっては、30日）にその2分の1の期間を加算した期間（その期間に1日に満たない端数があるときにあっては、これを切り捨てるものとする。）を長期とする。ただし、その基準期間及び長期は、それぞれ各法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間又は長期を合計した期間及び6月を超えることはできない。

（常習違反加重）

第15条 警備業者が営業停止命令を受けた日から5年以内に当該警備業者又はその警備員が法令違反行為等（極めて重大な法令違反行為等としてA、B、C、D又はEに分類されるものに限る。）を行った場合において営業停止命令を行うときは、第12条の規定にかかわらず、当該法令違反行為等について同条の規定により定められた基準期間、短期及び長期にそれぞれ2を乗じた期間を基準期間、短期及び長期とする。ただし、その基準期間、短期及び長期は、6月を超えることはできない。

（営業停止期間の決定）

第16条 警備業者に次項又は第3項に規定する事由がないときは、第12条から前条までの規定により定められた基準期間を営業停止期間とする。

2 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた短期を下回らない範囲内において、基準期間より短い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 営業停止命令対象行為により生じた警備業務の依頼者その他の者（以下「依頼者等」という。）の被害が極めて軽微であること。
- (2) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前10年以内に当該警備業者が営業停止命令又は指示処分を受けたことがないこと。
- (3) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に、当該警備業者が法令違反行為等を行ったこと及び当該警備業者の警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）又は警備員であった者が当該警備業者の警備業務に関して法令違反行為を行ったことがないこと。
- (4) 警備業者又はその警備員が暴行又は脅迫を受けて営業停止命令対象行為を行ったこと。
- (5) 営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて軽微であると認められること。
- (6) 警備業者が営業停止命令対象行為と同種若しくは類似の法令違反行為等が将来にお

いて行われることを防止するための措置又は営業停止命令対象行為により生じた違法状態若しくは依頼者等の被害を解消し、若しくは回復するための措置を自主的にとり、かつ、改しゅんの情が著しいこと。

3 次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第12条から前条までの規定により定められた長期を超えない範囲内において、基準期間より長い期間を営業停止期間とすることができる。

- (1) 警備業者の従業者のうち多数の者が営業停止命令対象行為に関与するなど、営業停止命令対象行為の態様が極めて悪質であること。
- (2) 法令又は指示処分に違反した程度が著しく大きいこと。
- (3) 営業停止命令対象行為により生じた依頼者等の被害が甚大であること。
- (4) 営業停止命令対象行為により与えた社会的影響が著しく大きいこと。
- (5) 警備業者又はその警備員が営業停止命令対象行為を行った日前5年以内に当該警備業者が、当該警備業者又はその警備員（当該営業停止命令対象行為である法令違反行為を行った警備員以外の警備員を含む。）若しくは警備員であった者が行った当該営業停止命令対象行為と同種又は類似の法令違反行為等を理由として、指示処分又は営業停止命令を受けたことがあること。
- (6) 営業停止命令対象行為をその警備員が行うことを防止できなかったことについて、警備業者の過失が極めて重大であると認められること。
- (7) 警備業者又はその従業者が営業停止命令対象行為に関する証拠を隠滅し、偽造し、又は変造しようとするなど情状が特に重いこと。
- (8) 警備業者に改しゅんの情が見られないこと。

別表第1（第3条関係）

項	法令違反行為等	関係条項	分類
1	認定申請書等虚偽記載	法第5条第1項及び第58条第1号	I
2	認定証再交付申請義務違反	法第5条第5項	I
3	認定証揭示義務違反	法第6条及び第58条第2号	I
4	認定証更新申請書等虚偽記載	法第7条第4項において準用する第5条第1項及び第58条第1号	I
5	営業所のない都道府県における営業所の新	法第9条及び第58条第3号	E

	設等届出義務違反・営業所のない都道府県における営業所の新設等届出書等虚偽記載		
6	変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載 (主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会関係)	法第11条第1項及び第58条第3号	E
7	認定証書換え申請義務違反	法第11条第3項	I
8	変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載 (主たる営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会以外の都道府県公安委員会関係)	法第11条第4項において準用する第11条第1項及び第58条第3号	E
9	認定証返納義務違反	法第12条第1項第4号及び第58条第4号	I
10	名義貸し	法第13条及び第57条第3号	A
11	欠格者が警備員となることの禁止違反(警備業者が法第14条第2項に違反した場合を除く。)	法第14条第1項	I
12	欠格者を警備業務に従事させることの禁止違反 ア 警備業者に故意又は重過失があった場合 イ 警備業者に軽過失があった場合	法第14条第2項	D E
13	警備業務実施の基本原則違反(警備業者又は警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。)	法第15条	E
14	服装制限違反	法第16条第1項	D
15	服装届出義務違反・服装届出書等虚偽記載	法第16条第2項及び第58条第3号	I
16	変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載 (服装関係)	法第16条第3項において準用する第11条第1項及び第58条第3号	I

17	護身用具携帯禁止・制限違反	法第17条第1項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定	D
18	護身用具届出義務違反・護身用具届出書等虚偽記載	法第17条第2項において準用する第16条第2項及び第58条第3号	I
19	変更届出義務違反・変更届出書等虚偽記載 (護身用具関係)	法第17条第2項において準用する第11条第1項及び第58条第3号	I
20	検定合格警備員配置義務違反	法第18条	D
21	合格証明書の携帯義務違反	法第18条及び警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第3条	I
22	書面交付義務違反	法第19条及び第57条第4号	D
23	教育義務違反 ア 内閣府令で定める内容及び時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50パーセント未満である場合 イ 内閣府令で定める内容及び時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の50パーセント以上70パーセント未満である場合 ウ 内閣府令で定める内容及び時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の70パーセント以上90パーセント未満である場合 エ 内閣府令で定める内容及び時間数の教育が行われた警備員数が、教育の対象となる警備員数の90パーセント以上100パーセント未満である場合	法第21条第2項	D E F I

2 4	指導・監督義務違反（警備員が法の他の規定、法に基づく命令の規定若しくは法第 1 7 条第 1 項の規定に基づく都道府県公安委員会規則の規定に違反し、又は警備業務に関し他の法令の規定に違反した場合を除く。）	法第 2 1 条第 2 項	F
2 5	警備員指導教育責任者不選任	法第 2 2 条第 1 項及び第 5 7 条第 5 号	C
2 6	警備員指導教育責任者に講習を受講させる義務違反	法第 2 2 条第 8 項	F
2 7	機械警備業務開始届出義務違反	法第 4 0 条及び第 5 7 条第 6 号	D
2 8	機械警備業務開始届出書等虚偽記載	法第 4 0 条及び第 5 8 条第 3 号	D
2 9	機械警備業務変更等届出義務違反・機械警備業務変更届出書等虚偽記載	法第 4 1 条及び第 5 8 条第 3 号	E
3 0	機械警備業務管理者不選任	法第 4 2 条第 1 項及び第 5 8 条第 9 号	D
3 1	即応体制の整備義務違反 ア 都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講じることができない警備業務対象施設がある場合又は都道府県公安委員会規則で定める基準に従い速やかに現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置を講じるために必要な数の警備員、待機所及び車両その他の装備品が適正に配置されていないことが明らかである場合 イ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割	法第 4 3 条	D D

	合が 50 パーセント以上である場合 ウ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が 30 パーセント以上 50 パーセント未満である場合 エ 基地局においてその発生に関する情報を受信した盗難等の事故のうち、都道府県公安委員会規則で定める基準に従い現場における警備員による事実の確認その他の必要な措置が講じられなかったものが占める割合が 10 パーセント以上 30 パーセント未満である場合 オ アからエまでに規定する場合以外の場合		E F I
3 2	基地局備付け書類に係る不整備・虚偽記載	法第 4 4 条及び第 5 8 条第 1 0 号	F
3 3	警備員名簿等に係る不整備・虚偽記載	法第 4 5 条及び第 5 8 条第 1 0 号	F
3 4	報告等義務違反・虚偽報告等	法第 4 6 条及び第 5 8 条第 8 号	D
3 5	立入検査拒否、妨害等	法第 4 7 条第 1 項及び第 5 8 条第 8 号	D
3 6	指示処分違反	法第 4 8 条及び第 5 7 条第 7 号	B
3 7	1 の項から 3 6 の項までのいずれかに掲げる法令違反行為等（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆する行為		当該法令違反行為等に係る分類と同一の分類

別表第2（第3条関係）

項	法令違反行為	分類
1	刑法（明治40年法律第45号）第108条、第112条（第108条に係る部分に限る。）、第117条第1項（第108条に規定する物を損壊した場合に限る。）、第119条、第126条、第127条、第128条（第126条第1項又は第2項に係る部分に限る。）、第146条後段、第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）、第151条（第148条第2項（輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第181条、第199条、第203条（第199条に係る部分に限る。）、第225条の2、第228条（第225条の2第1項に係る部分に限る。）、第240条、第241条第1項若しくは第3項又は第243条（第240条又は第241条第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
2	刑法第95条、第100条、第101条、第102条（第100条又は第101条に係る部分に限る。）、第103条、第104条、第109条第1項、第110条第1項、第112条（第109条第1項に係る部分に限る。）、第114条、第117条第1項（他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第117条の2（第108条に規定する物若しくは他人の所有に係る第109条に規定する物を損壊した場合又は他人の所有に係る第110条に規定する物を損壊し、よって公共の危険を生じさせた場合に限る。）、第118条、第120条第1項、第124条第2項、第125条、第128条（第125条に係る部分に限る。）、第129条第2項、第130条若しくは第132条に規定する罪、同法第136条若しくは第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に規定する罪又は同法第141条（第136条又は第137条（これらの規定中輸入に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第146条前段、第176条から第178条まで、第180条（第176条から第178条までに係る部分に限る。）、第202条、第203条（第202条に係る部分に限る。）、第204条、第205条、第208条の2第2項、第211条、第218条、第219条（第218条に係る部分に限る。）、第220条、第221条、第223条から第225条まで、第226条、第22	C

	6条の3、第227条、第228条（第224条、第225条、第226条、第226条の3又は第227条（第4項後段を除く。）に係る部分に限る。）、第233条から第236条まで、第238条、第239条、第243条（第235条から第236条まで、第238条又は第239条に係る部分に限る。）、第246条から第250条まで、第252条、第253条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の2に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	
3	刑法第124条第1項、第128条（第124条第1項に係る部分に限る。）、第208条の2第1項又は第222条に規定する罪に当たる違法な行為	D
4	刑法第206条、第208条、第254条、第261条又は第263条に規定する罪に当たる違法な行為	E
5	刑法第209条第1項又は第210条に規定する罪に当たる違法な行為	F
6	爆発物取締罰則（明治17年太政官布告第32号）第1条又は第2条に規定する罪に当たる違法な行為	B
7	爆発物取締罰則第3条から第6条まで、第8条又は第9条に規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
8	爆発物取締罰則第7条に規定する罪に当たる違法な行為	F
9	暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第1条の2第1項若しくは第2項又は第1条の3に規定する罪に当たる違法な行為	C
10	暴力行為等処罰に関する法律第2条に規定する罪に当たる違法な行為	D
11	盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和5年法律第9号）第4条に規定する罪に当たる違法な行為	B
12	盗犯等の防止及び処分に関する法律第2条又は第3条に規定する罪に当たる違法な行為	C
13	軽犯罪法（昭和23年法律第39号）第1条（第2号、第3号、第5号、第6号、第8号、第13号、第15号、第16号、第18号、第23号、第28号又は第32号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
14	消防法（昭和23年法律第186号）第39条に規定する罪に当たる違法な行為	C
15	消防法第44条（第10号、第13号又は第20号に係る部分に限る。）	F

	に規定する罪に当たる違法な行為又は第 16 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項、第 24 条第 1 項若しくは第 25 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反する行為	
16	道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 101 条第 2 項又は第 102 条（これらの規定中人を死亡させた場合に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
17	道路運送法第 100 条第 1 項若しくは第 2 項、第 101 条第 1 項、第 2 項（人を傷つけた場合に限る。）若しくは第 3 項又は第 102 条（人を死亡させた場合を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
18	森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 202 条第 1 項又は第 204 条（第 202 条第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
19	航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 150 条（第 3 号、第 3 号の 2、第 3 号の 3 又は第 6 号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
20	航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和 45 年法律第 68 号）第 1 条又は第 2 条に規定する罪に当たる違法な行為	B
21	航空機の強取等の処罰に関する法律第 4 条に規定する罪に当たる違法な行為	C
22	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律（昭和 49 年法律第 87 号）第 2 条、第 3 条第 2 項又は第 5 条（第 2 条第 1 項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
23	航空の危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第 1 条、第 3 条第 1 項、第 4 条、第 5 条（第 1 条、第 3 条第 1 項又は第 4 条に係る部分に限る。）又は第 6 条第 2 項の罪に当たる違法な行為	C
24	人質による強要行為等の処罰に関する法律（昭和 53 年法律第 48 号）第 2 条から第 4 条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	B
25	人質による強要行為等の処罰に関する法律第 1 条に規定する罪に当たる違法な行為	C
26	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法（昭和 62 年法律第 103 号）第 9 条第 2 項に規定する罪に当たる違法な行為	B
27	流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法第 9 条第 1 項又は	C

	第3項に規定する罪に当たる違法な行為	
28	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号）第3条又は第4条に規定する罪（同法第3条第1項第7号又は第10号に掲げる罪に係るものに限る。）に当たる違法な行為	B
29	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第3条第1項（第8号、第9号又は第11号から第15号までに掲げる罪に係るものに限る。）若しくは第2項（同条第1項第8号、第9号、第11号、第12号、第14号又は第15号に掲げる罪に係るものに限る。）に規定する罪、同法第4条に規定する罪（同法第3条第1項第9号、第13号又は第14号に掲げる罪に係るものに限る。）又は同法第7条若しくは第11条に規定する罪に当たる違法な行為	C
30	特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）第15条又は第16条に規定する罪に当たる違法な行為	D
31	出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第70条第1項（第1号、第2号又は第4号に係る部分に限る。）、第73条の2、第74条又は第74条の6に規定する罪に当たる違法な行為	C
32	出入国管理及び難民認定法第71条又は第73条に規定する罪に当たる違法な行為	D
33	関税法（昭和29年法律第61号）第108条の4第1項、第2項若しくは第3項、第109条第1項、第2項若しくは第3項又は第112条第1項（第108条の4第1項若しくは第2項又は第109条第1項若しくは第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
34	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第31条の2第2項又は第3項（第2項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
35	銃砲刀剣類所持等取締法第31条の2第1項若しくは第3項（第1項に係る部分に限る。）、第31条の3、第31条の7、第31条の11第1項（第1号又は第2号に係る部分に限る。）若しくは第2項、第31条の16第1項（第1号に係る部分に限る。）又は第31条の17第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
36	銃砲刀剣類所持等取締法第31条の17第2項（第3号に係る部分に限る。）若しくは第3項（第3号に係る部分に限る。）又は第32条第4号若	D

	しくは第5号に規定する罪に当たる違法な行為	
37	銃砲刀剣類所持等取締法第35条第2号（第22条の2第1項又は第22条の4に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	F
38	大麻取締法（昭和23年法律第124号）第24条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
39	覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第41条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
40	覚醒剤取締法第41条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第3項（第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）又は第41条の3（第30条の6に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
41	麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第64条第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第3項（第2項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
42	麻薬及び向精神薬取締法第64条第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）若しくは第3項（第1項（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第65条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）又は第66条の3（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
43	あへん法（昭和29年法律第71号）第51条（輸入又は輸出に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
44	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号）第5条（輸入又は輸出に係る罪に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	B
45	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律第7条又は第8条第1項に規定する罪に当たる違法な行為	C
46	道路法（昭和27年法律第180号）第101条に規定する罪に当たる違法な行為	C

4 7	道路法第 1 0 2 条又は第 1 0 3 条に規定する罪に当たる違法な行為	D
4 8	道路法第 1 0 4 条から第 1 0 6 条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	F
4 9	道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）第 1 1 5 条又は第 1 1 7 条から第 1 1 7 条の 2 の 2 までに規定する罪に当たる違法な行為	C
5 0	道路交通法第 1 1 6 条、第 1 1 7 条の 3、第 1 1 7 条の 3 の 2、第 1 1 7 条の 5（第 2 号に係る部分を除く。）、第 1 1 8 条から第 1 1 8 条の 3 まで又は第 1 1 9 条第 1 項に規定する罪に当たる違法な行為	D
5 1	道路交通法第 1 1 9 条第 2 項、第 1 1 9 条の 2、第 1 1 9 条の 3 第 1 項（第 7 号又は第 8 号に係る部分を除く。）若しくは第 2 項、第 1 2 0 条又は第 1 2 1 条に規定する罪に当たる違法な行為	F
5 2	自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 5 号）第 1 7 条第 1 項に規定する罪に当たる違法な行為	D
5 3	自動車の保管場所の確保等に関する法律第 1 7 条第 2 項又は第 3 項に規定する罪に当たる違法な行為	F
5 4	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成 2 5 年法律第 8 6 号）第 2 条から第 6 条までに規定する罪のいずれかに当たる違法な行為	C
5 5	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 6 号）第 7 8 条（第 2 7 号（第 6 4 条第 1 項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
5 6	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 8 0 条（第 2 号（第 6 3 条に係る部分に限る。）又は第 3 号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第 6 4 条第 2 項の規定に違反する行為	F
5 7	放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 3 2 年法律第 1 6 7 号）第 5 2 条（第 1 1 号（第 3 3 条第 1 項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
5 8	放射性同位元素等の規制に関する法律第 5 5 条（第 8 号又は第 1 4 号（第 3 2 条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為又は第 3 3 条第 2 項の規定に違反する行為	F
5 9	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する	B

	法律（平成１９年法律第３８号）第３条第１項又は第２項に規定する罪に当たる違法な行為	
60	放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律第５条に規定する罪に当たる違法な行為	C
61	労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１１７条に規定する罪に当たる違法な行為	C
62	労働基準法第１１８条第１項（第６条又は第５６条に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	D
63	職業安定法（昭和２２年法律第１４１号）第６３条（第１号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
64	職業安定法第６４条（第９号に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
65	児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６０条第２項（第３４条第１項第４号の２に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
66	下請代金支払遅延等防止法（昭和３１年法律第１２０号）第１０条に規定する罪に当たる違法な行為	C
67	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第４条第３項の規定に違反する行為	E
68	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第５９条第１号（第４条第１項に係る部分に限る。）に規定する罪に当たる違法な行為	C
69	法、法に基づく命令及び法第１７条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で１の項から６８の項までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものに限る。）	O
70	法、法に基づく命令及び法第１７条第１項の規定に基づく都道府県公安委員会規則以外の法令の規定に違反する行為で１の項から６８の項までに掲げる行為以外のもの（罰金以上の刑が定められている罰則の適用があるものを除く。）	I
71	１の項から７０の項までのいずれかに掲げる法令違反行為（罰則の適用があるものに限る。）を教唆し、若しくは ^{ほう} 幫助する行為又は当該行為を教唆す	当該法令違反

	る行為	行為に 係る分 類と同 一の分 類
--	-----	-------------------------------